

基労発第0304001号
平成16年3月4日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長
(公印省略)

労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について

平成16年度における労災補償業務の運営に当たっては、特に下記に示したところに留意の上、実効ある行政の展開に遺憾なきを期されたい。

記

第1 労災補償行政を推進するに当たっての基本的認識

労災補償行政に対しては、個別労災事案の決定について、あるいは認定基準の改正について、大きく報道されるようになってきている等、国民の関心が高くなってきており、特に、迅速性と公正性の確保に関しては、厳しい目が向けられている。

一方、労災請求件数は、災害発生件数の減少に伴って、漸次、減少傾向を示しているものの、近年においては、脳・心臓疾患及び精神障害等事案に代表されるような、事実調査に膨大な事務量を要し、かつ、判断に当たって高度に専門的な知識、経験を要する事案が急激に増加する状況にあること、労災補償行政に携わる行政定員や行政経費に係る予算の極めて厳しい状況が続いていること等、行政を円滑に推進するための問題は少なくない。

また、脳・心臓疾患及び精神障害等事案が、企業の労働時間管理の問題、健康管理の問題等と密接に関係してくること等の現状を踏まえ、労災補償行政が、監督・安全衛生行政と一体的に運営されることにより、効果的な再発防止対策の実施が可能となることを念頭に置きつつ、連携の重要性を認識し、的確に対応する必要がある。

このような状況の中、労災補償行政の基本的使命である、迅速かつ適正な保険

給付の実施について最大限の努力を払いつつ、管内事情や主体的能力を見極めた上で、その他の各種の施策に積極的に取り組む必要がある。

第2 的確な業務実施計画の策定

第1で述べたように、多くの行政課題がある中、限られた行政資源により最大の効果を発揮するためには、各署の請求件数や請求事案の傾向、主体的能力等を勘案した的確な業務実施計画を策定することが極めて重要である。

このため、局においては、局内及び各署の状況を踏まえた局の業務実施計画を策定するとともに、各署の業務実施計画が的確に策定されるよう、指導を行うこと。

なお、局署の業務実施計画には、局内の労災請求事案の傾向、担当職員の経験年数等の分析を踏まえた研修の計画を盛り込むこと。

第3 迅速な労災保険給付の実施

1 労災請求事案の組織的対応

迅速な労災保険給付の実現のための長期未処理事案の解消については、平成13年度より労災補償業務の最重点課題として取り組んでいるところである。

この間、請求受付後2年以上を経過する事案は確実に解消し、同じく1年以上を超える事案についても大幅に減少している。

長期未処理事案を発生させないためには、担当職員が事案の処理に時間を要している問題点について、署長をはじめとした署の管理者が処理状況を把握し、状況に応じた適正な進行管理を行うことが最も重要であることから、特に平成15年度においては、請求受付後6か月経過した事案を署長管理事案、同じく1年を経過した事案を局管理事案とし、局署の管理者を主体とした組織的な取り組みに特に重点的に取り組んだところである。

しかしながら、平成15年度の中央労災補償業務監察においては、必ずしも的確な進行管理がなされていないとの報告がなされている。このような状況は、局管理事案や署長管理事案を設定して処理する手法が浸透しえなかったことが一因と考えられる。

このため、平成16年度においても、引き続き次のとおり対応することとする。

(1) 請求受付後6か月以上経過した長期未処理事案

新たに請求受付後1年以上経過する長期未処理事案を発生させないため、

署長管理事案として署長（又は労災担当次長）が直接指揮して処理に当たるものとする。

(2) 請求受付後1年以上経過した長期未処理事案

局管理事案として局主導のもと、局・署が一体となって事案処理に当たるものとする。

(3) 上記(1)又は(2)に該当する事案の状況を的確に管理するため、局の管理者は、毎月配信される被災者別長期未処理事案リストにより、局内の長期未処理事案の処理状況を把握し、適宜、適切な指示をすること。

2 効率的な調査の実施

労災請求事案を迅速に処理するためには、的確な調査計画に基づき効率的に調査を実施することが肝要である。

このため、脳・心臓疾患及び精神障害等事案など、調査事項が膨大となる事案については、管理者も含めた組織的な検討により、的確な調査計画を策定した上で、この調査計画に従った調査を実施すること。

なお、調査計画には、①資料の提出により認定できる事実、②聴取によらなければ認定できない事実、③医学的意見を必要とする事項等を整理した上で、①資料提出依頼の対象、時期等、②聴取の対象、時期等、③医学的意見を求める医師、時期等をできるだけ詳細に盛り込むようにすること。

第4 適正な労災保険給付の実施

1 認定基準等の改正等

(1) 障害等級に係る改正等

整形外科の領域については、「整形外科の障害認定に関する専門検討会報告書」を踏まえ、労働者災害補償保険法施行規則別表第一（障害等級表）の一部を改正し、平成16年3月に公布するとともに、改正障害等級認定基準を発出することとしているので、これらに基づく適正な障害認定に努めること。

特に、今回の改正については、その改正項目が多岐にわたるものであることから、周知期間を十分確保することとしたので、関係者への周知活動を徹底すること。

なお、胸腹部臓器の領域については、平成15年度より医学専門家による専門検討会を設置、検討を行っているところであり、平成16年度中を目途に障害等級認定基準を改正する予定である。

(2) 介護（補償）給付の引き下げ

介護（補償）給付の最高限度額及び親族介護時の最低保障額については、平成16年4月から引き下げることから、その的確な運用に努めること。

(3) 石綿による疾病の認定基準の周知徹底について

石綿ばく露労働者に発生した肺がん、中皮腫等の労災補償上の取扱いについては、平成15年9月19日付け基発第0919001号「石綿による疾病の認定基準について」に基づき的確な補償に努めるとともに、医療機関を中心に引き続き周知徹底を図ること。

(4) 人身傷害補償保険と労災保険の調整について

人身傷害補償保険該当事案に係る第三者行為災害の取扱いについては、「第三者行為災害の事務処理における人身傷害補償保険の取扱いについて」を平成16年3月に指示する予定であるので、これに基づき適正な事務処理に努めること。

2 不正受給の防止対策

不正受給は、労災保険の公正性を確保する観点から許されないものであるとともに、刑法の詐欺罪に該当するものであることから、その未然防止に努めるとともに、不正受給を認知した場合には厳正に対応する必要がある。

労災保険における不正受給は、①災害発生状況を偽るもの、②就労していながら休業していると偽るもの、③同一災害について複数監督署に請求するもの等が主であるが監督署に提出される請求書の形式要件はすべて具備している等、その手口は巧妙となっており、容易には発見しにくいものが多くなってきている。

しかしながら、不正受給が発見された請求書には何かしらの不審箇所が存在しているものであり、完璧に偽造されたものは多くはない。

したがって、支給決定の審査を適正に行うことはもちろん、各決裁者が多角的に請求書の審査・点検を行い、疑問点を残さず確認するよう心がけることが重要である。

また、不正受給防止については、発覚した場合の制裁措置の大きさが周知されていることも有効なことであることから、不正受給を発見した場合には刑事告発することは当然であるが、そのマスコミ発表についても積極的に対応すること。

なお、最近多発している特別加入者の不正受給に対処するため、一人親方等の労災請求事案については、①労災加入後3か月以内の事故で、②給付基礎日額が高額なものについては、必ず実地調査や聴き取り調査を行うなどにより適正な保険給付に努めること。

3 請求書処理事務の徹底

平成15年度の中央労災補償業務監察において、特段の理由がないにもかかわらず保険給付請求書等のOCR入力が遅延していることや、保険給付請求書の不備返戻に決裁を受けていない等の指摘がなされたところである。

これらの事務処理は基本的事項であるとともに、これらが適正に行われない場合には不正事故にも繋がりがねない問題でもあることから、各担当職員に対して

改めて適正な事務処理を徹底するとともに、監察等により履行の確認を徹底すること。

第5 労災診療費の適正払いの推進

1 平成16年度診療費改定に伴う的確な審査の実施

平成16年4月の健康保険診療報酬の改正に伴い、労災診療費算定基準の改定も予定されていることから、改定後は速やかに医療機関及び(財)労災保険情報センター地方事務所(以下「R I C地方事務所」という。)に対して改定内容の周知を図るとともに、改定後の労災診療費算定基準に基づき的確な審査を行うこと。

また、労災診療費改定に引き続き、柔道整復師施術料金並びにあん摩マッサージ師、指圧師、はり師及びきゅう師施術料金についても改定が予定されていることから、労災診療費と同様に、改定内容を周知するとともに改定後の施術料金の審査についても的確に実施すること。

2 重点審査等による適正払いの推進

平成15年度における会計検査院の指摘額をみると、手術料及び入院料の2項目で指摘額全体の約8割を占めていることから、平成16年度はこれらの項目について重点的に審査を実施し、労災診療費の不適正払いの解消に努めること。

また、不適正払いを解消するためには、医療機関からの誤請求の件数を減らすことが不可欠であることから、医療機関に対する労災診療費等に係る説明会の開催、誤請求の多い医療機関に対する個別指導の実施等により誤請求の再発防止に努めること。

3 R I C地方事務所との連携及び点検効果を促進するための支援の強化

労災診療費点検業務の適正・円滑な実施を図るため、誤りの多い項目について事前点検が的確に行われるようR I C地方事務所との連絡会議、研修会等において具体的に指導すること。

また、適正払いの推進には、R I C地方事務所の事前点検の精度を確保することが重要であることから、必要に応じ、R I Cの点検が終了したレセプトを抽出し再確認を行い、点検漏れが有る場合については、その内容を踏まえた上で、指導を行うなどの措置をとること。

4 柔道整復師に係る療養の費用の支給等について

(1) 柔道整復師への症状照会について

長期療養者の適正給付対策に関し、調査対象者に係る療養効果や治ゆ見込み等の医学的事項についての文書照会は、医師に対して行うものであり、柔道整復師に対して行うことのないよう徹底すること。

(2) 開設者以外の柔道整復師が担当した施術の費用に係る受任者払の取扱いについて

柔道整復師が担当した施術の費用に係る受任者払については、従来、自ら施術所を開設する柔道整復師にのみ受任者払を認めてきたところであるが、平成16年1月21日付け基発第0121007号「開設者以外の柔道整復師が担当した施術に係る療養（補償）給付たる療養の費用の受任者払の取扱いについて」により、施術所の開設者でない柔道整復師（いわゆる勤務柔整師）が行った施術の費用についても、受任者払の取扱いを認めることとしたので通達に従い適正に取り扱うこと。

5 短期給付一元管理システムによる「治ゆ年月日」の登記の徹底

労災診療費の治ゆ後請求に係る過誤払は、毎年、診療費債権の発生原因の中で大きな割合を占めていることから、「治ゆ年月日」の登記の徹底を図ること。

登記は、「療養の費用決議書」、「休業決議書」又は「基本情報修正帳票」で行うことができるので、提出された休業（補償）給付請求書、障害（補償）給付請求書等により「治ゆ年月日」を把握した際には、速やかに短期給付一元管理システムへ登記すること。

なお、平成15年10月から「治ゆ・死亡年月日未登記リスト」を局署に配信しているので参考にされたい。

第6 長期療養者に対する適正給付対策の効果的な推進

1 一般傷病に係る適正給付対策

振動障害以外の傷病に係る適正給付対策については、昭和59年8月3日付け基発第391号に基づき推進しているところであり、じん肺を除いた長期療養者数は長期的に減少傾向にあるものの、依然として多数の長期療養者が存在しており、引き続き適正給付対策を着実に推進する必要がある。

このため、各局においては、自局の傷病別長期療養者数、署別長期療養者数及び医療機関別長期療養者数等の状況を分析した上で、それぞれの実情に応じ、重点とする傷病や調査対象者を確実に選定し、効率的に、また、必要に応じて中長期的な計画も策定しながら、適正給付対策を推進すること。

2 振動障害に係る適正給付対策

振動障害に係る適正給付対策については、平成14年度を初年度とする第6次3か年計画により対策を推進しているところであり、平成16年度はその最終年度にあたるので、局において本計画のこれまでの実施状況と問題点を検討した上で、必要があれば最終年度の計画の見直しを行う等により対策の推進を図ること。

また、症状調査の実施に際しては、主治医及び症状調査対象者に対し経過観察の考え方を十分に説明するとともに、治療を止めても症状が悪化しないと思われる者については、主治医の意見を踏まえ経過観察の必要性を判断すること。

第7 行政争訟に対する的確な対応

1 審査請求事件の迅速・適正な審理

近年、審査請求事件の件数が増加傾向にあり、それに伴って審査官の事務も増加しているところである。他方、審査請求事件については審査請求の受理から3か月以内に決定を行うことを目標としており、より一層の効率的な審理を図ることが求められている。

このため、労災補償課長は、毎月必ず審査請求事件の審理状況を把握し、審理が遅延していると判断される事件については、遅延している原因を明確にし、その解消方法について審査官に対し助言することにより、迅速・適正な決定に向けた支援に努めること。

特に、下記の(1)～(3)の点を考慮して助言を行うこと。

なお、審査請求事案の中には、不支給となった理由が不明であることを理由とするものもあることから、処分決定の理由を丁寧に説明するよう改めて監督署長に指示すること。

- (1) 一人の審査官が複数の事件を審理する際には、並行処理を行うことが必要となるため、綿密な計画を立てて審理を行うことに努め、効率的な審理を心がけること。
- (2) 審査官が行う医証の収集については、漫然と医師に依頼するのではなく、次の点に留意して行うこと。

ア 新たな医証の収集が必要であるか否かを十分検討すること。

イ 意見を聞く事項を明確にすること。

ウ 適切な提出期限を設定し、医師に協力を求めること。

- (3) 審査官に対して審査請求人又は請求代理人から資料等の提出意思が示されている場合であっても、提出期限が経過してもなお提出が行われない場合は、その他の資料等に基づき決定すること。

なお、そのことについては審査請求人又は請求代理人に対して事前に十分説明すること。

2 行政事件訴訟の的確な追行

行政事件訴訟に関しては、次の点に留意して、的確に追行すること。

- (1) 第一審の審理に対する迅速かつ的確な対応

最近においては、控訴審の審理期間の短縮、上告受理申立て要件の厳格化等により、上級審での逆転勝訴はかなり困難な状況となってきている。また、このような状況に加え、昨年7月には、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ早期に終局させること等を目的とした「裁判の迅速化に関する法律」が公布・施行されたこともあって、従来にも増して、第一審判決の重要性が高くなっている。

このため、第一審の段階から随時訟務対策会議を開催するなどにより、原処分の妥当性に関する主張・立証が的確であるか、相手方の主張に対する反論が的確であるか等についての検討を十分に、かつ、迅速に行うこと。

(2) 分かりやすく丁寧な主張、客観的な根拠による立証の必要性

医学的事項について裁判官の十分な理解を得るため、準備書面はもとより、医学的意見書や医学証人によって立証を行うに当たっては、医学専門家の理解と協力を得つつ、専門的表現をできるだけ避け、基本的なことから平易かつ丁寧に記載・説明するよう留意すること。

さらに、国の主張及びそれを裏付ける証拠が信用に足るものであることについて、主張の内容が学会等で広く認められていることや証拠が高度に信頼性を有することを客観的な証拠をもって示すことにより、裁判官の心証形成を図ること。

また、図、表、グラフ等視覚に訴える手法によるなど、理解しやすくするための創意工夫を行うこと。

(3) 脳・心臓疾患、精神障害等事案の対応

脳・心臓疾患の業務上外に関する事件については、持ち帰り残業、出張業務等の負荷要因及び治療機会の喪失といった労働時間以外の争点についても十分な主張立証を求められるため、関係資料の収集・確保に万全を期すこと。また、「統一的準備書面」等を活用し、原処分が妥当であることについての主張を明確に行うこと。

精神障害等の業務上外に関する事件については、いまだ判断指針に基づく精神的負荷の評価方法等について、裁判所に十分理解されているとはいえない状況にあるため、専門検討会報告等の医学的知見に基づいた妥当な処分であることの理解を求める丁寧な主張を行うこと。

(4) 法務当局との連携

日頃から法務局等との連携を密接にし、認定基準の内容等の情報提供を行うと共に、訴訟技術の向上のための研修等を実施する際には、相互の積極的な連携の下に実施すること。

第8 年金関係業務の適正処理

1 定期報告書の審査における事務処理

被災労働者及び遺族年金受給権者の生年月日誤りによる基本権取消事案が多く見受けられるところであるが、特に、平成15年度より障害（補償）年金受給者全員が定期報告書に住民票の写し等を添付することとなったことにより、生年月日等を偽っていた事実が判明する事案が増加している。

定期報告書の審査に当たっては、単に住民票等の添付書類による生存確認にとどまらず、氏名、生年月日、続柄等の照合も確実にを行うこと。

また、定期報告書未提出者に対する「支払差止」処理を支払期の入力締切日までに行わず、継続して年金を給付したため、死亡等による過払額を更に増やすこととなった事案が見受けられるので、未提出者に対しては速やかに督促を行い、提出がないままいたずらに長期間処理を保留することなく、入力締切日までに確実に「支払差止」を行うとともに、所在不明者についてはその所在確認に努めること。

2 厚生年金等との調整における事務処理

遺族（補償）年金受給権者が、子の18歳到達により既に国民年金の遺族基礎年金が失権しているにもかかわらず、遺族厚生・基礎年金の両方が支給されている状態の調整率のままになっており、遡って「追給」される事例が数多く見受けられることから、支給調整に当たっては、厚生年金等の年金証書、変更決定通知書又は最新の振込通知書等の提出を求め、厚生年金等の年金額等について現在の受給状況を正確に把握すること。なお、指定年齢到達予定者リストを活用し、事前に基礎年金の失権情報を把握するよう努めること。

また、労災年金との調整が不要である共済年金及び旧厚生年金の通算遺族年金等について調整を行っていた事例も見受けられるので、的確な処理を行うこと。

第9 申請・届出手続に係るオンライン化

局及び署への各種申請・届出等手続きについては、新たに開発する「申請・届出等支援処理システム」により、平成16年3月29日からインターネット等を利用した受付の処理を開始するので、別途発出される通達によりの確な対応を図ること。

第10 関係各課との連携の強化

1 過重労働対策等における連携

「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成14年2月12日付け基発第0212001号）においては、過重労働の排除、健康管理対策の強化及び業務疾病の再発防止の観点から、監督担当部署及び安全衛生担当部署（以下「関係部署」という。）において、司法処分等の措置や指導を実施することとされているが、これらを実施する端緒として労災請求の情報が極めて有益なものであることから、労災担当部署においては、局・署における関係部署との確実な連携を行うため、脳・心臓疾患及び精神障害等事案に係る労災請求等がなされた場合には、早期に、署長に報告するとともに、関係部署との連携が図られるよう以下の措置を行うこと。

(1) 署における連携

ア 労災請求等がなされたときの対応

(7) 請求書、申立書、事前相談における関係書類等の写しを回付する等により、関係部署に情報を提供する。

(4) マスコミからの取材内容や陳情の内容等の情報を提供する。

イ 調査中における対応

労災請求事案の調査において事業場から入手した、①所定・所定外労働時間の状況、②割増賃金支払状況、③健康診断実施状況、④産業医の選任状況・活動状況等の情報を適宜提供する。

ウ 労災請求事案の支給・不支給決定時の対応

労災請求事案の支給・不支給決定時には、①支給・不支給決定(予定)日、②支給・不支給の判断理由について、関係部署に情報を提供することとし、マスコミ対応が必要と考えられる場合には、共同で対処方針(想定問答等)を作成するとともに、取材等に共同して対応する必要性も検討すること。

(2) 局における連携

局労災補償課においては、脳・心臓疾患及び精神障害等事案の処理経過簿様式の電子化を図ったことから、これにより、局関係各課に対し、署において連携が必要とされる事案について情報提供(労働基準行政情報システム共有ドライブの処理経過簿の閲覧等)を行い、局関係各課の指導、分析等に資することとする。

なお、脳・心臓疾患及び精神障害等の事案以外であっても、社会的に関心が高く、関係部署にも関連すると考えられる事案については上記に準じた取扱いを行うこと。

2 労災かくしの排除の連携

労災かくしの問題は、基本的には労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告を提出しない又は虚偽の報告をするという問題であるが、多くの場合、労災保険の不正受給を伴う問題である。このため、労災部門においても労災かくしの排除に向けた積極的な対応が必要である。

労災かくし発覚の端緒は労災保険の請求であることが少なくないことから、労災保険給付に係る調査において、虚偽の被災事実・保険関係に基づく請求であることが疑われる場合には、速やかに労災担当部署から関係部署に情報を提供し、事実関係の解明のため連携を図ること。

なお、新規の休業補償給付支給請求書の受付に際し、労働者死傷病報告の提出年月日の記載がない場合は、関係部署に情報を提供すること。

第11 広報活動及び周知活動について

1 報道機関に対する的確な対応

労災補償に関する社会的関心は高く、報道機関から取材される機会も多いものであるが、労災保険給付の支給・不支給決定等の情報は個人情報に関わることから、報道機関への対応については、請求人等関係者の権利利益を侵すことがないよう十分な配慮を必要とするものである。しかしながら、第4の2にも示すとおり、不正受給事件や労災保険制度の悪用等社会正義に反するようなものについては、社会に警鐘を鳴らし、同種事件を抑制する観点からも積極的に公表すべきであること。

2 労災特別介護施設への入居促進等について

全国8カ所において設置・運営している労災特別介護施設（以下「ケアプラザ」という。）への入居状況については、平成15年12月末現在において、平均9割の入居率であるが、中国・四国地方の施設においては、入居率の上昇はみられるものの、6割程度の入居率にとどまっている状況にあることから、ケアプラザの設置目的等を踏まえ、設置局のみならず、近接する局においては、年金支給決定時に十分な説明を行うとともに労災年金相談所との連携を強化することによって入居希望者の情報の把握に努め、ケアプラザへの情報提供を積極的に行うよう努めること。

また、平成15年4月より、主治医の診断書等から障害若しくは傷病等級1～3級に該当すると確実に見込まれる者については、等級認定前であっても必要に応じケアプラザに入居可能となったことにも留意し、入居促進に係る活動が円滑に行われるよう配慮すること。

3 二次健康診断等給付の周知

二次健康診断等給付については、脳・心臓疾患の発生の予防に資するという観点からより一層の制度の活用促進を図っていく必要があり、他課室が主催する説明会等の際にもパンフレットを配付するなど、引き続きあらゆる機会を通じて、労働者、事業主及び医療機関等に対して制度の周知啓発を行うこと。

第12 補504 労災保険の情報の速報について

労働基準局報告例規に基づく随時報告である補504について、本来報告されるべきものについて報告がなされていない事案が見受けられるので、報告を徹底すること。

また、各課連携して対応した事案について、補504による報告を行うに当たっては、可能な限り、各課の対応状況を付記すること。

第13 地方労災補償監察制度の活用

労災補償業務を適切に運営するためには、地方労災補償業務監察（以下「地方監察」という。）において、各署の行政運営の現状分析と問題点の把握

を行い、その結果に基づき、的確な対策を講ずることが重要である。

そのため、地方監察の実施に当たっては、署における事務処理状況を的確に把握した上で問題点の分析を行うとともに、地方監察の結果、是正改善を要する事項については、その原因、理由等を明らかにし、署に対し具体的な指示・指導を行うことにより業務に携わる職員の事務処理能力の一層の向上を図ることはもとより、その後の措置状況を確実に把握すること。

第14 事務簡素合理化の推進について

厳しい定員事情の下、迅速・適正な労災保険給付を実現するためには、一層の事務簡素合理化に努める必要がある。

平成15年度においては、特別加入に係る事務の効率化を図るための特別加入情報検索システムの導入、脳・心臓疾患及び精神障害等事案に係る処理経過簿及び報告に係る様式の電子化による統合等の措置を行ったところであり、更に、障害（補償）給付請求書裏面等の診断書料について、診断書を作成した医療機関の領収書が添付されている場合には療養の費用請求書の医師の証明を省略できる旨指示する予定である。

各局においてはこれら事務簡素合理化事項を的確に実施するとともに、各局において定める事務処理方法についての事務簡素合理化を積極的に検討すること。

第15 労災保険給付に係る相談等に対する懇切丁寧な対応について

労災保険給付請求に係る諸手続のために署の窓口を訪れる相談者は、労災保険の制度が分からずに不安を抱いて訪れる場合が多いものであり、職員の対応により相談者に反感を与え、労災補償行政に関する信頼を失うことのないよう、相談者の置かれている立場を考慮し、相談についてはパンフレット等を活用し、労災保険の制度、認定の考え方について十分に説明すること。

第16 職員の資質の向上について

労災補償業務の適正な運営のためには、個々の職員の実践的な判断力、処理能力を養成することが不可欠であることから、職員に対し必要な知識、能力、技術を付与し、資質を向上するための研修は重要な意味を持つものである。

研修の実施については、平成16年2月6日付け地発第0206001号「地方研修計画要綱の策定について」が示されたところであるが、労災補償行政においては、①聴取書作成要領、②医学意見書の求め方、③相談の受け方と説明の方法、④疾病ごとの認定の留意点、など関係職員に不足している内容に絞った専門的研修に力を入れることとし、その一層の充実を図ることにより、職員の事務処理能力の向上に努めること。